

コーポレートガバナンス基本方針

制定:2015年12月7日

改訂:2025年3月7日

序文

エスベック株式会社（以下「当社」という）は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、本基本方針を制定する。

第1章 総則

第1条 コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考えのもと、企業活動を進めるうえで関わり合う株主、顧客、取引先、当社従業員その他のステークホルダーとの間で、お互いにとってより良い関係を築き、ステークホルダーにより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い企業」を目指す。当社は、この考えを起点として、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組むことで、ステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する。

第2章 株主の権利および平等性の確保

第2条 株主の権利および平等性の確保

- ① 当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保され、株主が適切に権利行使できるよう、環境整備に取り組む。
- ② 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、その要因分析を行い、株主との対話などの対応の要否について検討する。

第3条 株主総会

当社は、最高意思決定機関である株主総会が、株主との積極的かつ建設的な対話を行う場であるという考えのもと、株主が総会議案を十分に検討し、適切に議決権を行使できるよう、環境整備に努める。

第4条 資本政策の基本方針

- ① 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、財務基盤の安定強化と積極的な成長投資を可能とする十分な株主資本を保持することを基本とする。また、株主に対しては、安定的かつ継続的な利益還元に努める。

- ② 取締役会は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBOなどを含む）について、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保と向上に資するかの観点で、その必要性および合理性を検証するとともに、株主が適正な判断をするために十分な情報を提供する。

第5条 政策保有株式

- ① 当社は、企業価値を向上させるための中長期的な観点から、当社の取引先について、安定的な取引関係の維持および強化に資すると判断される場合に限り株式を保有する。
- ② 取締役会は、個別の政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通しなどから、保有の適否について検証する。保有の意義が十分でないとは判断される株式については縮減を図るものとする。
- ③ 当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、株式保有の目的に鑑み、当社の中長期的な企業価値の向上および株式保有先企業の企業価値の向上につながるかという観点で適切に議決権を行使する。なお、コーポレートガバナンス上の重要な懸念事項が生じている場合は、当該懸念事項が解消されない限り役員選任議案に反対票を投じるものとする。

第6条 関連当事者間取引

取締役の競業取引および取締役と会社との利益相反取引を行うにあたっては、当社および株主共同の利益が損なわれることのないよう、必ず取締役会の承認を得るものとする。また、当該取引を実施した場合には、その重要事実を取締役に報告するものとする。

第3章 株主以外のステークホルダーとの協働

第7条 ステークホルダーとの関係、経営理念および経営方針

- ① 当社は、「企業は公器」との考えのもと、株主、顧客、取引先および当社従業員などのステークホルダーとの間で、より良い関係を築き、より高い価値を交換することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する。これら基本理念、経営理念および運営理念などを明文化した「THE ESPEC MIND」をあらゆる企業活動および意思決定の基礎とする。また、「THE ESPEC MIND」の思想をベースに、企業行動原則と行動基準を具体的に明記した「エスぺック行動憲章・行動規範」を制定する。当社ならびに当社に所属するすべての役員および従業員はこれらを遵守し、積極的に実践する。
- ② 当社は、中長期的なビジョンや経営計画を適時策定および開示し、事業の方向性を明らかにする。

第8条 サステナビリティ（持続可能性）への方針

- ① 当社は、事業を通じて持続可能な社会づくりに貢献することを目標としており、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスク減少のみならず収益機会につながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から積極的かつ能動的に取り組む。
- ② 当社は、気候変動に関するリスクおよび収益機会が、事業や財務等におよぼす影響について分析し、国際的に確立された開示の枠組みに基づき、情報の適切かつ積極的な開示に努める。

第9条 ダイバーシティの推進

- ① 当社は、さまざまな人材の活躍の場を拓げ、多様性を活かすことで、持続的な成長を支える高い創造性と活力に満ちた職場づくりを推進する。
- ② 当社は、性別、年齢および国籍などの多様性を受容し、幅広い人材が個性と能力を発揮できるよう、人材の採用、登用、教育、評価等の制度を適切に運用する。
- ③ 当社は、成長意欲や能力のある従業員に対して、多彩な成長支援やチャレンジできる機会を提供するとともに、適切な範囲の中で、時代の要請する多様なワークスタイルに対応する職場環境の整備に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第10条 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づき重要事実を適時開示するとともに、株主を始めとしたステークホルダーにとって有益と考えられる企業情報を誠実、公平および迅速ならびに具体的に提供することで、当社に対する理解促進と経営の透明性の確保に努める。

第11条 会計監査人の適正な監査の確保

- ① 監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、会計監査人の選任、解任および不再任に関する議案の内容を決定する。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認する。
- ② 取締役会および監査等委員会は、会計監査人の適正な監査の実現に向けて、監査品質の向上および監査環境の改善に努める。

第5章 コーポレートガバナンス体制と取締役会などの責務

第1節 取締役会および監査等委員会

第12条 取締役会の役割

- ① 取締役会は、株主からの負託に応えるべく、実効的なコーポレートガバナンス体制の整備と実践により、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る責

務を有する。

- ② 取締役会は、法令および定款で定められた事項ならびに経営戦略や経営計画などの経営に関する重要事項を審議および決定するほか、経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行などの取締役の業務執行に関する監督を行う。また、取締役会は、経営の意思決定および業務執行の迅速化を図る観点から、これらの事項を除いた業務執行に関わる審議および決定を、代表取締役または業務執行取締役委任する。
- ③ 取締役会は、当社グループのコンプライアンスの浸透とリスクマネジメントの現実性を高める観点から、内部統制や全社リスク管理体制を整備し、内部監査部門を活用しつつその運用状況を監督する。

第13条 監査等委員会の役割

- ① 監査等委員会は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行、内部統制システムおよび計算書類などの監査を実施する。
- ② 監査等委員会は、社外取締役の情報収集力の強化および監査の実効性向上の観点から、社外取締役との情報交換および連携確保に取り組む。

第14条 取締役会および監査等委員会の構成

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、定款で定める8名以内とする。
- ② 監査等委員である取締役の員数は、定款で定める4名以内とし、うち過半数を社外取締役とする。また、財務および会計に関する適切な知見を有する者を1名以上含むこととする。
- ③ 社外有識者の知見を積極的に経営に反映するとともに、経営の監督の実効性を確保すべく、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とする。

第15条 取締役会の実効性評価

取締役会は、事業年度毎に、取締役による自己評価などにより、取締役会全体の実効性について分析および評価を行い、その結果の概要を開示する。

第16条 取締役会の審議の活性化

- ① 取締役会は、各回の取締役会の議題および議案に関する資料を、取締役会開催日に先立って配布するとともに、必要に応じて事前説明を行うなどをし、自由闊達かつ建設的な議論および意見交換が行われるよう、適正かつ十分な情報提供に努める。
- ② 取締役会は、翌事業年度における年間取締役会開催予定日をあらかじめ決定し、予想される審議事項とともに取締役に通知する。

第2節 取締役

第17条 取締役候補者の指名方針および手続き

- ① 取締役候補者は、性別、年齢および国籍に関わらず、優れた人格、見識および能力を有し、「THE ESPEC MIND」の考え方を共有できる人物とする。
- ② 社内取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）については、豊富な業務上の専門的知識と経験を有する人物とし、社外取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）については、出身分野における豊富な知識と経験を有するとともに、社外取締役の独立性判断基準（別紙1）に合致し、経営の助言および監督機能を十分に果たすことができる人物とする。
- ③ 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は、指名報酬委員会において公正かつ厳格な審議をしたのちに、取締役会で決定する。
- ④ 監査等委員である社内取締役候補者については、取締役の職務執行状況を厳正かつ実効的に監査することができる知識と経験を有する人物とし、監査等委員である社外取締役候補者については、経営、財務会計および法律などの専門分野における豊富な知識と経験を有するとともに、社外取締役の独立性判断基準（別紙1）に合致し、経営の監視機能を十分に果たすことができる人物とする。
- ⑤ 監査等委員である取締役候補者は、指名報酬委員会において公正かつ厳格に審議し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決定する。

第18条 社外取締役の在任期間および他社役員の兼任

- ① 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は、独立性確保の観点から在任期間は原則5年、最大8年までとする。指名報酬委員会は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）が再任時において在任期間が6年を超えるような場合には、再任の可否を特に慎重に検討する。監査等委員である社外取締役の在任期間は、原則3期6年、最大4期8年とする。
- ② 社外取締役は、当社以外の他の上場会社の取締役または監査役を兼任する場合、当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任してはならない。

第3節 取締役会および監査等委員会の有効性

第19条 指名報酬委員会

- ① 指名報酬委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任および解任ならびに、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬などに関する方針および個人の報酬などの内容について、ジェンダーなどの多様性やスキルの観点、会社の業績などの評価を踏まえ、審議する。
- ② 指名報酬委員会は、監査等委員である取締役の選任および解任ならびに、監査等委員である取締役の報酬などに関する方針および個人の報酬などの内容について、審議する。

- ③ 指名報酬委員会は、経営の透明性および客観性の確保の観点から、構成員の過半数を社外取締役とする。委員長および委員の選任は、取締役会の決定によるものとする。

第20条 取締役報酬

- ① 当社の取締役報酬の決定にあたっては、公正性および合理性を確保するとともに、適切なインセンティブを付与することで、当社の持続的成長および中長期的な企業価値に向けて、取締役の意欲向上に繋がる報酬体系とすることを基本方針とする。
- ② 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）については、役位および在任期間などに応じて定める固定額の基本報酬と、各事業年度の業績に応じて定める業績連動報酬から構成する。
- ③ 社外取締役については、独立性確保の観点および非業務執行であることから、固定額の金銭報酬のみとする。
- ④ 各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、指名報酬委員会において審議をしたのちに、取締役会で決定する。
- ⑤ 監査等委員である取締役については、独立性確保の観点および非業務執行であることから、固定額の金銭報酬のみとする。各監査等委員である取締役の報酬額は、指名報酬委員会において審議をしたのちに、監査等委員会で決定する。

第21条 情報入手と支援体制

- ① 取締役が必要と認めるときは、社内取締役および従業員に対して、説明、報告および社内資料の提出を求めることができ、また、会社の費用で外部専門家の助言を得ることができる。
- ② 内部監査部門は、各部門の業務執行およびコンプライアンス状況の監査を実施し、その結果を定期的に、取締役会および監査等委員会に直接報告する。
- ③ 当社は、社外取締役の適切な職務遂行を確保すべく、適切な予算を付与するとともに、取締役会事務局、監査等委員会事務局を設置する。

第22条 取締役の研修

当社は、取締役に対し、就任時に当社の理念、経営戦略、財務状態、コーポレートガバナンスおよびその他重要な事項に関する必要な知識を習得し、取締役に求められる役割と責務を十分に理解するための機会の提供をするとともに、就任後もこれらの継続的な更新の機会を提供する。

第6章 株主との対話

第23条 株主との対話

- ① 当社は、株主および投資家に対し、正確な企業情報を誠実、公平かつ迅速に提供

するとともに、株主との建設的な対話に積極的に取り組むことで、当社に対する理解促進、信頼関係の構築および適正な企業評価の実現を目指す。また、IR活動を通じて収集した市場の評価および意見を当社の経営に反映させることで、企業価値の向上につなげる。

- ② 前項の基本的な考え方を実現するにあたっての方針を、IRポリシーとして別途定め、開示する。

以 上

別紙

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外取締役候補者が、以下の項目のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断する。

- (1) 当社グループの業務執行者（注1）または、過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士（当該財産を得ている者が法人および組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- (5) 直近事業年度に於いて当社グループから年間1,000万円を超える寄付および助成金を受けている者または法人の業務執行者
- (6) 過去3年間に於いて上記（2）から（5）までに該当していた者
- (7) 上記（2）から（6）までに該当する者（重要な者（注4）に限る）の近親者（注5）

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品・サービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいう。
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品・サービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
4. 「重要な者」とは、役員および部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。
5. 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

以 上